

事業主・労働者の皆様へ

## 新型コロナウイルス感染症の影響による 特別労働相談窓口について

宮崎労働局では、新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口を設置し、労働に関する相談対応を行っています。

**特別相談窓口：0985-38-8821（雇用環境・均等室）**

県内各労働基準監督署・ハローワークにも特別相談窓口を設置しています。

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日、祝日除く。）

相談項目がお決まりの方はこちらにお問い合わせください。

労働局の各担当窓口が対応いたします。

相談項目	担当窓口(電話番号)
雇用調整助成金に関すること	助成金センター 0985-62-3125
労働基準に関すること 就業規則・休業・休暇・賃金・労働時間・解雇予告手当等	監督課 0985-38-8834
業務改善助成金、時間外労働等改善助成金に関すること	雇用環境・均等室 0985-38-8821
解雇・雇止め、ハラスメントその他民事に関すること	雇用環境・均等室 0985-38-8821
安全衛生に関すること 健康診断、衛生委員会等	健康安全課 0985-38-8835
雇用保険に関すること	職業安定課 0985-38-8823
労災保険に関すること	労災補償課 0985-38-8837

また、厚生労働省に、以下の相談に係るコールセンターが設置されています。

○雇用調整助成金、学校等休業助成金・支援金

コールセンター：0120-60-3999

受付時間：午前9時00分から午後9時00分まで（土日、祝日含む。）

○新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

コールセンター：0120-221-276

受付時間：午前8時30分から午後8時00分まで（土日、祝日は午後5時15分まで）

厚生労働省のHP(<https://www.mhlw.go.jp>)では、制度の情報や企業や労働者の方向けQAを随時発信していますので、こちらもご参照ください。